

入札管理小委員会における審議の結果報告

発注者支援業務（積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務）

発注者支援業務等（用地補償総合技術業務）

公物管理補助業務（河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務）

国土交通省、内閣府の道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等（積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、用地補償総合技術業務、河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 25 年度から開始し 1 年以内又は 1 年を超える期間を契約期間として民間競争入札を実施することとされている。（本業務は平成 23 年度発注から民間競争入札を実施）

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下の通り報告する。

過去の実施状況を踏まえた対応について

【論点】

- 過去の実施状況を踏まえて競争性確保の取組等が行われているか。

【国土交通省の対応】

- 都市公園における発注者支援業務について、公共サービス改革法の対象事業として拡大。
（積算技術業務、工事監督支援業務、技術審査業務、用地補償総合技術業務）
- 類似業務の一部を同種業務へ格上げし、技術者要件を緩和。
（河川巡視支援業務、河川許認可審査業務、堰・排水機場等管理支援業務、ダム管理支援業務、道路巡回業務、道路許認可審査・適正化指導業務）

以上